

別表 （第3条、第4条関係） 費用弁償等基準

平成29年3月18日制定

役員名	費用弁償等の種類	費用弁償等の額等	備考
理事長 (非常勤)	日 当	2,800 円	
	交通費	職員給与規定に準ずる	
	退職手当	支給しない	
業務執行理事 (非常勤)	日 当	2,800 円	
	交通費	職員給与規定に準ずる	
	退職手当	支給しない	
理 事 (非常勤)	日 当	2,800 円	
	交通費	職員給与規定に準ずる	
	退職手当	支給しない	
監 事 (非常勤)	日 当	2,800 円	
	交通費	職員給与規定に準ずる	
	退職手当	支給しない	
評議員 (非常勤)	日 当	2,800 円	
	交通費	職員給与規定に準ずる	
	退職手当	支給しない	
評議員選任・解任 委員 (非常勤)	日 当	2,800 円	
	交通費	職員給与規定に準ずる	
	退職手当	支給しない	